下記のような次第で理事会を開催いたします。

「議題3. その他」の①、②についての配付資料等がありましたら事前にご連絡くださいますようお願いします。 また、「議題2.」の「③役員改選」の資料もご覧ください。

平成 30 年 8 月 25 日(土)午後 2 時~ 於:藤沢市秩父宮記念体育館会議室

平成30年度 神奈川県バドミントン協会 第2回 理事会 次第

- 〇開会の言葉
- 〇会長あいさつ
- 〇定足数確認
- 〇議 題
 - 1. 平成30年度事業状況報告(前期):理事長及び各委員会委員長
 - ・総財務委員会 ・競技委員会 ・審判委員会 ・競技力向上委員会 ・指導委員会 ・普及委員会 ・ジュニア育成事業委員会 ・その他
 - 2. 今後の活動予定(平成30年度後期事業関係)
 - ① S/J リーグについて
 - ②各専門委員会事業関係について

 - ③役員改選期について⇒資料あり・改正「規約・規程」に基づく役員改選に向けて・役員改選期 平成30年12月第3回理事会で改選
 - 3. その他
 - ①加入団体からの連絡・報告事項
 - ②要望・提案事項
 - ③その他
- 〇連絡事項
 - ①競技団体から県立学校教職員に指導・協力等を求める場合の手続き
 - ② HP データ管理について(過去データの掲載期間)。
 - ③ 2019 年 5 月 1 日からの改元への対応。
 - ④ 2019 年 10 月 1 日消費税率の変更に伴う対応。
 - ⑤その他

資料

役員の選出に関する規程

- 第1条 神奈川県バドミントン協会規約(以下「規約」という)第9条第1項の規定による 理事及び代議員は、次により選出するものとする。
 - (1) 規約第5条第1号に規定する団体から推薦される理事及び代議員は、1団体1名とする。 各団体からの推薦は改選事業年度前の3月に受け付けるものとする。
 - (2) 規約第5条第2号から第9号までに規定する団体から推薦される理事及び代議員は 1団体2名とする。ただし、神奈川県実業団バドミントン連盟、神奈川県高等学校体育 連盟バドミントン専門部、神奈川県レディースバドミントン連盟、神奈川県社会人バド ミントン連盟、から推薦される理事及び代議員は各4名とする。
 - 各団体からの推薦は改選事業年度前の3月に受け付けるものとする。
 - (3)会長推薦の理事は、選出理事のおおむね10分の1以内とする。 この推薦は第4条(4)により行うものとする。
- 第2条 会長及び副会長は改選前年度12月の理事会で選出する。
 - (1)会長及び副会長は立候補者および理事による推薦者を候補者として理事会で選出する。
 - (2) 会長及び副会長選出に際し候補者たる理事は議決権を持たない。
 - (3) 会長及び副会長候補者は理事である必要はないが、その場合も在任中は理事となる。
 - (4) 選出された会長は理事を会長推薦として追加できる。
- 第3条 理事長は第3条の会長選出の後、同理事会で選出する。
 - (1) 理事長は理事の中から立候補者および理事による推薦者を候補者として理事会で 選出する。
- 第4条 本条に定める**各役職は、改選事業年度前の3月までに**、4月から理事となることが 予定されている者の中から、それぞれ次の方法により選出する。
 - (1) 副理事長、各専門委員会委員長、会計理事は、会長が副会長および理事長と協議のうえで選出する。
 - (2) 各専門委員会の副委員長は、当該委員会の委員長が選出する。
 - (3) 各専門委員会の委員長および副委員長は、常務理事とする。
 - (4)会長は副会長および理事長と協議のうえ、前項の常務理事のほかは、理事を4名推薦する加入団体及び規約第5条(1)に属する地区協会全体から、それぞれ2名以上を常務理事として選出するよう努めなければならない。 本項の常務理事も、いづれかの専門委員会を担当する。
- 第5条 関東バドミントン連盟の会長、副会長、理事長または(公財)日本バドミントン協会 の理事に在任中の者は、常務理事とすることが出来る。
- 第6条 監事は構成員から推薦を受け、新常務理事会で選出する。
- 第7条 名誉会長、顧問、参与は常務理事会の推薦により会長が委嘱することが出来る。
- 第8条 選出された役員は改選年度当初の理事会および総会で承認を得るものとする。

役員候補者選考細則

(目的)

- 第1条 本内規は、規約第9条(役員の選出)を円滑に運営するために定めるものである。
- 第2条 本内規は、本会の役員である会長、副会長、理事長の選考の際に適用する。

(役員候補者選考委員会)

- 第3条 役員候補者の選考は、毎該当年度に役員候補者選考委員会を組織して行う。
- 第4条 役員候補者選考委員会は、会長が委嘱する委員で構成する。

但し、役員候補者選考委員は、役員候補者並びに推薦人になることは出来ない。

- 第5条 役員候補者選者委員会に委員長をおく。委員長は委員会による互選とする。
- 第6条 委員長は役員候補者選考委員会を代表し、その運営を統括する。
- 第7条 役員候補者選考委員会は委員全員の合意で運営する。

(役員候補者の公募)

第8条 役員候補者は、会長、副会長、理事長別に、役員の選出に関する規程第3条に 定める理事会開催日の90日前までに自薦・他薦による公募を受け付ける。

(役員候補者の資格審査)

第9条 役員候補者選考委員会は、役員候補者の各々につき資格要件に適するか審査し 且つ役員就任の意思を確認する。資格審査は、役員候補者選考委員会全員の 一致を以って決定する。

(役員候補者のとりまとめ)

役員候補者選考委員会は、審査結果を役員候補者に通知すると共に、役員候補者名簿を 作成する。